

3. 服装・身だしなみ (P18~21の正しい制服の着方の図もよく見ておくこと)

(1) 服装

詰襟学生服 (山手中制服)

<冬服>

- ① 上下とも取扱店で購入した物に限る (許可マーク入り)。
- ② カラー・ボタン (第1ボタンまで) をきちんとつける。
- ③ 制服の下に着ているものが大きくはみ出さないようにする。
- ④ 見えている部分が派手にならないように、気を付ける。
- ⑤ ズボンのベルトは黒・茶・紺系とし、必ず着用する。



<夏服>

- ① 上衣は白色のカッターシャツまたは開襟シャツ。
- ② シャツはズボンの中に入れる。
- ③ カッターシャツの下は体操服または白・黒・グレー・ベージュのシャツとし、部活動独自のTシャツは着用しない。
- ④ ズボンは冬服の規定に準ずる。

ブレザー (山手中制服)

<冬服>

- ① 上下とも取扱店で購入した物に限る。
- ② 制服の下は本校指定のブラウスを着用する。ブラウスのボタンはすべてとめる。
- ③ 制服の下にカーディガン等を着てもよいが、色は黒・紺の無地とし、大きくはみ出さないようにする。
- ④ スカートの丈は、膝がかくれる程度から、膝にかかる程度までの範囲。
- ⑤ スラックスのベルトは黒・茶・紺系とし、必ず着用する。
- ⑥ ストッキングをはいてきてもよい。ただし、黒・紺・ベージュの無地に限る。

<夏服>

- ① 上衣は取扱店で購入したブラウスを着用する。ブラウスのボタンはすべてとめる。
- ②ブラウスはスカートの中に入れる。
- ③ブラウスの下は、体操服または白・黒・グレー・ベージュのシャツとし、部活動独自のTシャツは着用しない。
- ④スカートは冬服の規定に準ずる。
- ⑤スラックスは冬服の規定に準ずる。
- ⑥本校指定のベストを着用してもよい。

四日市共用標準制服

<冬服>

- ① 上下とも取扱店で購入した物に限る。
- ② 制服の下はカッターシャツを着用する。

- ③ シャツはスラックスの中に入れる。
- ④ 制服の下にカーディガン等を着てもよいが、色は黒・紺の無地とし、大きくはみ出さないようにする。
- ⑤ スラックスのベルトは黒・茶・紺系とし、必ず着用する。

<夏服>

- ① 上衣は白色のカッターシャツまたは開襟シャツ。
- ② シャツはスラックスの中に入れる。
- ③ カッターシャツの下は体操服または白・黒・グレー・ベージュのシャツとし、部活動独自のTシャツは着用しない。
- ④ スラックスは冬服の規定に準ずる。

(2) 共通の服装

- ① 靴下は、白・黒・灰・紺色の単色とする。
- ② 靴下のライン・ワンポイントは可とする（ラインは柄になるものや派手になるものはいけない）。
- ③ 授業や短学活は、指定の制服で受ける。ただし、1限目や最後の授業で体操服を着用する場合は、そのまま体操服で朝学活・帰り学活を受けてもよい。
- ④ 朝練習時の登校、放課後の練習後の下校は、体操服でも良い。
- ⑤ 制服を忘れた場合、担任の先生に申し出る。また授業の先生にも申し出る。
- ⑥ 制服を変形してはいけない。
- ⑦ 服装の移行期間は特に指定しない。気温等によって判断する。
- ⑧ 6月～9月は熱中症対策のため、体操服での登下校・授業を受けることを認める期間を設ける。
- ⑨ 本校の兄弟姉妹、卒業生から譲ってもらったものは良いが、変形されたものは認めない。

(3) 名札

- ① 校内生活中は、指定された名札を胸の部分につける。
- ② 名札にシールなどの飾りや色をつけない。
- ③ なくした場合はすぐに購入する。

(4) 防寒・暑熱対策

- ① ウィンドブレーカーは学校指定のものとする。
- ② 校舎内での防寒着の着用は認めない。ただし指示のあった場合を除く。
- ③ ウィンドブレーカーを制服の下には着用しない。下着・肌着で体温調節するように心がける。
- ④ ネックウォーマー・マフラー・手袋・耳あて・ニット帽は防寒着として認める。
- ⑤ 暑熱対策としてネッククーラー（電動でないもの）の使用を認める。

(5) 頭髪

- ① 中学生らしい髪型とする。
- ② 前髪は自然な状態で目にかからないようにする。
- ③ パーマ・染髪・脱色・カール・リボン・エクステなどは禁止。
- ④ ヘアピン・ゴムは飾りがなく、色は黒・茶・紺を使用する。
- ⑤ 整髪料などの使用は認めない。



(6) ^は履き物

- ① スリッパ・体育館シューズは学校指定の物とする。
- ② 通学用の靴については、色の指定はないが、体育の授業にも使える運動靴とする。ただしハイカットの物は禁止する。



(7) その他

- ① 化粧、マニキュア、色つきリップ、カラーコンタクト、ピアス、ネックレス、ミサンガ等の装飾品は一切禁止する。
- ② 服装などで特別な事情がある者は、担任に申し出る。

4. 所持品

(1) カバン

- ① カバンは学校指定（ポストン・リュックタイプ）のものとし、必ず持って登校する。
ただし、ポストンタイプについては背負って登校することは禁止する。
- ② サブバッグの使用は自由とする。ただしサブバッグのみの登校は禁止する。
- ③ カバンの装飾は認めないが、目印となるキーホルダー等を一つつけても良い。

(2) お茶

- ① ペットボトルで持ってきててもよいが、学校や地域では捨てずに必ず家に持ち帰ること。登校時に買ってくることは禁止する。
- ② 6月～9月は熱中症対策のため、スポーツドリンクを持ってきててもよい。

(3) その他

- ① 自分の持ち物には必ず名前を書く。
- ② 学校に不必要なものは持ってこない（携帯電話、ピアス・ネックレス等の装飾品、化粧品、菓子類、カッターナイフ等の刃物、おもちゃなど）。
不要物は発見次第預かり、原則保護者に連絡し、保護者に返却する。
- ③ 不必要なお金は持ってこない。
- ④ 使い捨てカイロの持ち込みは認めるが、授業中は出さない。必ず持って帰り、自宅で捨てる。
- ⑤ 制汗スプレー（汗拭きシートなど）は使用してもよいが、無香料のものに限る。
- ⑥ マスクは必ず持って帰り、自宅で捨てる。



※服装・身だしなみ等の改正については、生徒会会員の2/3以上の賛成を得られれば、職員会議を経て変更することができる。